



令和4年5月27日

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会会長 様
行方市スポーツ少年団本部長 様

行方市生涯学習課スポーツ推進室長

市内社会体育施設の利用制限の延期について（通知）

日頃より本市体育行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市内の社会体育施設（体育館・グラウンド・学校体育施設）の利用制限については令和4年5月6日付事務連絡にて通知いたしましたが、下記のとおり延期することといたしましたので通知いたします。貴団体関係者への周知等のご配慮をお願い申し上げますと共に、引き続き感染拡大防止対策についてご理解ご協力をお願いします。

記

1. 期 間 令和4年5月30日（月）～令和4年6月19日（日）
※期間については変更される場合があります
2. 利用制限 ①社会体育施設利用制限：8：30～21：30
②学校開放事業：平日 18：00～21：00
休日 8：30～21：00
③その他：北浦運動場トレーニングルーム利用中止
施設内食事不可（水分補給のみ可）
各運動場の更衣室・シャワー室利用中止

〈お問い合わせ先〉

行方市教育委員会生涯学習課
スポーツ推進室（北浦体育館内）
担当：馬場
TEL 0291-35-2120